

ねたきり老人を短期保護

社会係まで申し出を

ねたきりのお年寄りを介護している家族が病気になるなど、特別な理由によって自宅での介護ができなくなったときに、このお年寄りを一時的に特別介護老人ホームに保護して福祉向上を図る「ねたきり老人短期保護事業」が今年10月から実施されています。

対象者は…身体または精神に著しい欠陥があるために常時の介護を必要とするおおよね65歳以上の人で、家族の介護を受けているため特別介護老人ホーム収容の対象とならない人。

- 保護を受けるには…ねたきり老人の介護人が病気になるなど、特別な理由により、その家庭で介護できないときは市役所福祉事務所へ申し出て下さい。
- 保護の期間は…7日以内。ただし、やむを得ない事情があるときは必要最少限度の範囲内で延長することができます。
- 費用は…食費は利用者負担。なお、生活保護世帯の場合は除く。制度についてのおたずね、申込みは福祉事務所社会係へ。

【福祉事務所社会係】

心身障害者の医療費助成

該当者は早目に申請を

今年7月1日から、心身障害者に対する医療費助成の範囲が拡大され、次の人たちの歯科を除くすべての医療費が無料になりましたが、かなりの方がまだ申請していません。該当する方でまだ申請していない方は、保険証・身体障害者手帳もしく

は療育手帳・認印を持参のうえ早めに係まで申請してください。

該当者は、身体障害者1級該当者で18歳から64歳までの方と、重度精神薄弱と判定された18歳から64歳までで知能指数がおおよね35以下の方です。

【市民課給付係】



12月

保育所への入所申請は

1月16日～31日まで受付



来春四月からお子さんを保育所へ入所させたい人は、次の日程により午前九時三十分から午後四時（南部、明見は正午）まで各保育所で面接して申請を受け付けます。なお、大森保育所は大森公民館で、後免保育所は後免町公民館で受け付けます。

入所できるお子さんは、原則として、お母さんが昼間家事以外の仕事をしている家庭やお母さんがない家庭などで、家でのお母さんにかわってお子さんをみる人がいない家庭に限られています。

また、保育料の決定にあたっては、五十四年一月一日現在、住民票が同一の場合に同一世帯とみな

受付日程

- 1月16日（火）岡豊保育所
- 17日（水）後免町公民館
- 18日（木）西部保育所
- 19日（金）大森公民館
- 20日（土）南部・明見保育所（正午まで）
- 22日（月）里・吾南保育所
- 23日（火）前浜・岩村保育所
- 24日（水）久礼田・福生保育所
- 25日（木）国府・浜改田保育所

市有財産を売却します

- 市有財産を次の要領により売却します。
- (1)売却物件：前浜駐在所跡地Ⅱ南（宅地）二二三・〇三平方メートル、家屋Ⅱ木造瓦葺平屋建て五二・八二平方メートル
 - (2)売却方法：一般競争入札による
 - (3)入札保証金：入札価格の一〇〇%以上
 - (4)入札参加者の資格：禁治産者および準禁治産者、破産者で復権を得ない者を除く。
 - (5)現地説明会：五十四年十二月八日（金）午前十時から市役所第三会議室で。
 - (6)入札会：五十四年十二月十一日（月）午前十時から市役所第二会議室で。
- なお、くわしいことについては管理課電話③2111（内線434）へおたずねください。



年末の荷物

発送は早めに

年の暮れには郵便や鉄道を利用して荷物の発送が多くなります。これらの大量の荷物をスムーズに処理するため、荷物は十二月十五日までに送るようにしましょう。

荷造りは途中荷割ずれのないよう丈夫に、そして荷札や届先の住所も正しく書いてください。

年賀状の受け付けは十二月十五日からです。年賀状は早めに準備して十二月二十日までに提出してください。郵便番号も忘れずに、みなさんのご協力をお願いします。

あわただしい年末です

「犯罪防止」に十分注意を

- 「明るい平穏な年末を過ごし、新しい年を迎えるために、次の点に十分注意してください。」
- ★家庭では…
 - 錠前は二段、三段構えの丈夫なものを取り付け、ちよつとの外出でも必ず「カギ」をかけ、お隣りへ留守を頼んでおきましょう。
 - 必要以上の現金は家に置かないようにし、また現金、貴重品の保管に工夫をしましょう。
- 近所、隣りでも気を付け合っ
- ★金融機関では…
 - 保安責任者を指定して警戒を強めましょう。
 - 事務所内の現金の取扱いに注意しましょう。
 - 現金の搬送は三人以上で慎重にしましょう。
 - お客さんにも被害防止のアドバイスをしましょう。
- ★会社や事務所では…
 - 机のなかやキャビネットに現金や貴重品を置かないようにしましょう。
 - 責任者を定めて終業時の戸締りや施錠の点検などを確実にしましょう。
 - 宿直員の増強や自動警報装置の備え付けなど、防犯体制を固めましょう。
 - 万引き防止のため店内に見回り人をおき、商品の陳列方法について再検討をしてみましょう。
 - 出入口やショーウィンドウに防犯ベルを付け、マジックミラーの活用を図りましょう。

「犯罪防止」に十分注意を

- 閉店後の戸締りや施錠の点検を忘れないようにしましょう。
- ★街頭では…
 - 必要以上の大金を持ち歩かないようにしましょう。
 - 混雑する場所では「スリ」に注意し、現金はできるだけ肌につけましょう。
 - 夜の女性の一人歩きはできるだけ避け、回り道でも明るい道を選びましょう。
 - ハンドバックは胸に抱えるようにして持ちましょう。
 - 「自転車道」にも気を付けてみましょう。

人権擁護委員会

気軽に相談ください

- あなたの日常生活の中で、これは人権問題ではないかと思われることや法律上どのようなことかわからなくて困ったりすることがありませんか。市では次の五人のみなさんが「人権擁護委員」として相談に応じています。
- ◇山崎喜一（下末松） 電話④3772
 - ◇田内裕治（園分） 電話②1438
 - ◇橋田憲一（片山） 電話⑤8373
 - ◇浜田弥芳（前浜） 電話⑤2382
 - ◇岡本花実（瓶岩） 電話②7277
- 相談は無料で、難しい手続きもありません。また、相談内容についての秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。
- また、十二月四日から十日までの一週間は「第三十回人権週間」です。今年「人権の共存・対話によって明るく住みよい社会をつくらう」「部落差別をなくそう」「婦人の地位を高めよう」を強調事項に、人権意識の高揚が呼びかけられます。